

2020年2月25日

東山口信用金庫

## 法人口座を開設されるお客さまへ

報道等でご承知のとおり、法人名義の口座が詐欺等の犯罪等に利用され、消費者被害が拡大するなど、大きな社会問題となっております。このような背景から、警察庁は金融機関に対し、法人口座開設時の手続きをより厳格に行うよう要請しています。

当金庫でも、このような金融犯罪を未然に防止するため、2020年3月1日より、法人口座の開設に関しまして、下記のとおりのお取り扱いとさせていただきます。

お客さまには、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. ご提示いただく公的書類

(1)～(5)の書類は原本をご準備ください。当金庫にて写しを取らせて頂きます。

- (1) 法人の履歴事項全部証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
- (2) 法人の印鑑証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
- (3) ご来店いただく方の「公的な写真付き本人確認書類」（写真付きでない場合は2種類）
- (4) 定款

※株式会社の法人設立日が平成30年11月30日以降の場合は、公証人役場が発行する「申告受理および認証証明書(定款認証)」、「実質的支配者となるべき者の申告書(写)」が必要となります。

- (5) 実印（法人）の押印がある役員名簿

※履歴事項証明書に記載がある役員の方のお名前・ご住所・生年月日をご記入ください。

- (6) 口座開設事前確認シート【当金庫所定様式】

### 2. ご確認させていただく事項等

- (1) 「取引を行う目的」、「事業内容」、「実質的支配者」等について
- (2) 「ご来店いただく方と法人の関係」等について

※ご来店いただく方が法人の代表権をお持ちでない場合は、「法人から口座開設を委任されていること」について、委任状をご提出いただくか、または代表権のある方へ電話等で確認させていただきます。

(注) ご確認させていただいた結果、追加での書類のご提示等のお願いや事業所への訪問をさせていただきます場合があります。

### 3. ご留意いただく事項

- (1) お申込から口座開設まで、受付後、1～2週間程度を要する場合があります。
- (2) 確認させていただいた結果、口座開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご提出いただいた書類の写しについてはお返しいたしませんのでご了承ください。

以上